

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に  
当たるときは、  
翌日)

## 目次

### ◇ 告 示

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法による指定医療機関の休止

保険医療機関等の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国定公園の公園事業の決定

鶏等の移入を禁止する区域の指定

保安林予定森林

解除予定の保安林

漁港管理者の指定の取消しについての公聴会の開催

土地改良区の解散

土地改良事業計画の変更の決定

土地改良事業計画の適否の決定(三件)

公有水面の埋立ての免許

### ◇ 公 告

猟銃等の取扱に関する講習会の開催

## 告 示

### 鳥取県告示第百一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十一年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
稲 賀 医 院	境港市上道町九二六番地	昭和五十一年一月十四日

### 鳥取県告示第百二号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
大 谷 医 院	八頭郡若桜町字若桜七九四番地	昭和五十年十二月十四日



鳥取県告示第百六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
古賀齒科医院	米子市天神町一丁目四八	全 国	昭和五十一年一月十一日

鳥取県告示第百七号

自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第十二条第三項の規定に基づき、水ノ山後山那岐山国定公園の公園事業を決定したので、同法同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

公園事業の位置を表示した図面は、鳥取県衛生環境部自然保護課及び若桜町役場に備え付けて供覧する。

昭和五十一年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

公園事業とする施設の名称

位 置

水ノ山野営場

八頭郡若桜町脊米

鳥取県告示第百八号

ニューカッスル病予防に関する規則(昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号)第一条の規定に基づき、鶏若しくはあひる若しくはこれらの死体又はニューカッスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十一年二月十三日

広島県尾道市

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百九号

次の森林を保安林予定森林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

鳥取市三津字大浜一〇七二の二八七、一〇七二の二八八

二 指定の目的

風害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に共する。)

鳥取県告示第百十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市三津字大浜一〇七二の二八九

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第百十一号

漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)第二十五条第四項の規定に基づき、夏泊漁港の漁港管理者の指定の取消しについての公聴会を次のとおり開催する。

昭和五十一年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一日 時 昭和五十一年二月十七日十時

二場 所 気高郡青谷町 青谷町役場

三 開催目的 夏泊漁港の漁港管理者を青谷町から鳥取県に変更するため

四 利害関係人の意見の提出期限及び提出先

提出期限 昭和五十一年二月十六日

提出先 鳥取県農林部水産課

鳥取県告示第百十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十七条第一項第二号に掲げる事由により、米子市和田土地改良区が解散したため、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年十二月三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良(久米地区ほ場整備)事業の変更計画を定め、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十四号

昭和五十一年十一月十一日付けで中山町から申請のあつた土地改良(退休寺地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十五号

昭和五十一年十二月二十七日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(笏賀地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十六号

昭和五十一年一月二十日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良(海川地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項

において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年二月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和五十一年二月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 免許の日

昭和五十一年二月九日

二 免許を受けた者の名称及び代表者の氏名並びに住所

境漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地  
三 埋立区域

(一) 位置

境港市昭和町九番一地先

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び六地点と一地点を結ぶ春分秋分の満潮位（プラス六〇センチメートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1 境港市昭和町九番一（境港港湾分庁舎）の北東端（以下「A地点」という。）から二九七度二八・二〇メートルの地点

2 A地点から三五九度一三・五〇メートルの地点

3 A地点から三五九度二二・四〇メートルの地点

4 A地点から三二二度二六・八〇メートルの地点

5 A地点から九度一〇分六六・五〇メートルの地点

6 A地点から三三五度一〇分六九・一〇メートルの地点

(三) 面積

一、九〇三・五六平方メートル

四 埋立に関する工事の施行区域

(一) 位置

イ 境港市昭和町九番一地先

ロ 境港市岬町四五番一地先

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

イ1 境港市昭和町九番一（境港港湾分庁舎）の北東端（以下「A地

- 点」という。)から二九七度二八・二〇メートルの地点
- 2 A地点から三五九度一三・五〇メートルの地点
- 3 A地点から三五九度二二・四〇メートルの地点
- 4 A地点から三二二度二六・八〇メートルの地点
- 8 A地点から一度三〇分五八・二〇メートルの地点
- 9 A地点から一四度三〇分七九メートルの地点
- 10 A地点から四度一〇分一〇二・六〇メートルの地点
- 11 A地点から三五二度一〇分七五・七〇メートルの地点
- 12 A地点から三三七度四〇分七八・六〇メートルの地点
- ロ1 境港市岬町四五番一北東端(以下「B地点」という。)から七五度二六・一〇メートルの地点
- 2 B地点から二八度四〇分四七・九〇メートルの地点
- 3 B地点から三六度四〇分五四メートルの地点
- 4 B地点から四七度二一〇分五八・七〇メートルの地点
- 5 B地点から五五度二〇分七六・九〇メートルの地点
- 6 B地点から六四度九三メートルの地点
- 7 B地点から六五度三〇分一〇二・四〇メートルの地点
- 8 B地点から六七度一〇分一二・八〇メートルの地点
- 9 B地点から六九度一三一・八〇メートルの地点
- 10 B地点から八一度一四六・二〇メートルの地点
- 11 B地点から八九度一〇分一四五・六〇メートルの地点
- 12 B地点から九七度一三一・二〇メートルの地点
- 13 B地点から九四度三〇分一二六・六〇メートルの地点
- 14 B地点から九五度四〇分一一一・六〇メートルの地点

- 15 B地点から九八度三〇分一〇七・六〇メートルの地点
  - 16 B地点から一二二度三〇分五〇・八〇メートルの地点
  - 17 B地点から八九度四五・九〇メートルの地点
  - 18 B地点から八七度四〇分一二五・六〇メートルの地点
  - 19 B地点から八四度三〇分一二五・六〇メートルの地点
- (三) 面積
- 八、四九三・三六平方メートル
  - イ 二、八〇七・一八平方メートル
  - ロ 五、六八六・一八平方メートル
- 五 埋立地の用途
- 岸壁用地、荷さばき所用地及び道路用地

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和51年2月13日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和51年3月9日 午後1時から	米子警察署会議室	米子、境港、溝口、黒坂及び八幡の各警察署の管内に居住する者
昭和51年3月15日 午後1時から	鳥取警察署会議室	鳥取、岩美、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者

## 2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者を除く。

## 3 講習課目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

## 4 考 査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行う。

## 5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 6 携行品

- (1) 筆記用具
- (2) 猟銃等講習会開催手数料の額(500円)に相当する鳥取県収入証紙
- (3) 印